

公益財団法人鳥取県スポーツ協会職員給与規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人鳥取県スポーツ協会職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

2 前項の規定に関わらず、嘱託職員には適用しない。また、県から派遣された職員については、県の規定によるものとする。

(給与)

第2条 職員に支給する給与は、給料、役職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、賞与、時間外勤務手当及び退職手当とする。

2 休職者の給与は、職員の給与に関する条例（昭和26年2月鳥取県条例第3号）（以下「給与条例」という。）の適用を受ける者の例による。

3 職員が勤務せず、公益財団法人鳥取県スポーツ協会職員就業規則第19条の規定に該当する場合は、給与条例の適用を受ける者の例により給与を減額する。

4 支給日が日曜日、土曜日又は休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）にあたるときは、その前日においてその日にもっとも近い日曜日、土曜日又は休日でない日を支給日とする。

(給料の額)

第3条 新たに職員となった者の給料は、給料表別表（一）により会長が決定する。

2 第1項の規定に関わらず、定年後再任用された者、又は高齢のため企業等を退職し新たに職員となった者の給料は、別表（二）により会長が決定する。

3 前2項の規定に関わらず、別に定める体育指導員の給料は、鳥取県教育職給料表（一）により、会長が決定する。

(昇給等の基準)

第4条 職員が現に受けている級及び号給を受けるに至った時から、12月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、4号給上位の号給に昇給させることができる。

2 前項の規定に関わらず、職員が50歳に到達したときの昇給は、会長が決定する。

3 職員が一の職から他の職に移った場合における昇給は、会長が決定する。

(給料の支給)

第5条 給料の計算期間は、給与条例の適用を受ける者の例による。

(役職手当)

第6条 役職手当は、事務局長、園長、館長、事務局次長、リーダー、主幹及び施設次長に支給する。

2 役職手当の額は、次のとおりとする。

職名	役職手当
事務局長	給料月額 \times 16%相当額又は月額50,000円のいずれか高い額
園長及び館長	月額50,000円
事務局次長	月額30,000円
リーダー、主幹及び施設次長	月額20,000円

(扶養手当、住居手当及び通勤手当)

第7条 扶養手当、住居手当及び通勤手当の支給は、給与条例の適用を受ける者の例による。

(賞与)

第8条 賞与は、6月1日、12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)に在職する職員に対し、6月30日、12月10日に支給する。

2 賞与の額は、期末手当相当と勤勉手当相当の合計額とする。

3 賞与の計算方法は、賞与計算基礎額に支給率及び期間率を乗じて得た額とする。

(1) 期末手当相当の賞与計算基礎額は、給料に扶養手当を加えた額とする。

(2) 勤勉手当相当の賞与計算基礎額は、給料の額とする。

(3) 前2号の規定に関わらず、次表左欄に掲げる者の賞与計算における給料は、給料に同表右欄に掲げる加算率を乗じた額を加えて得た額とする。

職 員 区 分		加算率
事務局長		15%
園長、館長		
事務局次長		
リーダー、主幹		10%
4級に在職する	施設次長	
3級に在職する	施設次長	
サブリーダー、副主幹、主任体育指導員		5%

4 賞与の支給率は、次表に掲げる範囲内とする。

支給日	期末手当相当	勤勉手当相当
6月30日	121.5/100	77.0/100
12月10日	121.5/100	77.0/100

5 前項の規定に関わらず、勤勉手当相当分の支給率については、運営・勤務成績等により支給率を変更することができるが、職員の平均支給率が78.5/100を超えないこととする。なお、期末手当相当分の支給率については、引き下げの場合に限るものとする。

6 賞与の期間率は次表のとおりとする。

(1) 期末手当相当

在 職 期 間	期 間 率
6 か月	100 / 100
5 か月以上 6 か月未満	80 / 100
3 か月以上 5 か月未満	60 / 100
3 か月未満	30 / 100

(2) 勤勉手当相当

在 職 期 間	期 間 率
6 か月	100/100
5 か月 15 日以上 6 か月未満	95/100
5 か月以上 5 か月 15 日未満	90/100
4 か月 15 日以上 5 か月未満	80/100
4 か月以上 4 か月 15 日未満	70/100
3 か月 15 日以上 4 か月未満	60/100
3 か月以上 3 か月 15 日未満	50/100
2 か月 15 日以上 3 か月未満	40/100
2 か月以上 2 か月 15 日未満	30/100
1 か月 15 日以上 2 か月未満	20/100
1 か月以上 1 か月 15 日未満	15/100
15 日以上 1 か月未満	10/100
15 日未満	5/100
零	零

7 在職期間及び勤務期間の計算方法については、給与条例の適用を受ける者の例による。
(時間外勤務手当)

第 9 条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられた職員には、勤務した時間に対し時間外勤務手当を支給する。

2 時間外勤務手当は、事務局長、園長及び館長には支給しない。
(退職手当)

第 10 条 退職手当に関しては、別に定める。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 給料表の切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、平成31年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

附 則

- 1 この規程は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第8条第4項に係る規定については、平成27年12月1日から適用するものとする。
- 2 平成27年12月に支給する期末手当相当及び勤勉手当相当の額は、改正後の規程第8条第4項の規定に関わらず、第1号及び第2号に掲げる額とする。
 - (1) 改正後の規程第8条第4項表中期末手当相当欄「136/100」とあるのは「138/100」と読み替えた場合の同条の規定に基づいて平成27年12月に支給されることとなる期末手当相当の額
 - (2) 改正後の規程第8条第4項表中勤勉手当相当欄「58.5/100」とあるのは「62/100」と読み替えた場合の同条の規定に基づいて平成27年12月に支給されることとなる勤勉手当相当の額
- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則

- 1 この規程は、平成28年12月7日から施行するものとし、平成28年4月1日から適用する。
- 2 平成28年12月に支給する期末手当相当の額は、改正後の規程第8条第4項の規定に関わらず、次に掲げる額とする。

改正後の規程第8条第4項表中期末手当相当欄「128.5/100」とあるのは「126/100」と読み替えた場合の同条の規定に基づいて平成28年12月に支給されることとなる期末手当相当の額
- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則

- 1 この規程は、平成29年12月22日から施行するものとし、平成29年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和元年12月24日から施行するものとし、令和元年12月1日から適用する。
- 2 令和元年12月に支給する期末手当相当及び勤勉手当相当の額は、改正後の規程第8条第4項の規定に関わらず、第1号及び第2号に掲げる額とする。
 - (1) 改正後の規程第8条第4項表中期末手当相当欄「121.5」とあるのは「128.5/100」と読み替えた場合の同条の規定に基づいて令和元年12月に支給されることとなる期末手当相当の額
 - (2) 改正後の規程第8条第4項表中勤勉手当相当欄「81.0」とあるのは「83.5/100」と読み替えた場合の同条の規定に基づいて令和元年12月に支給されることとなる勤勉手当相当の額
- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規定は、令和2年11月24日から施行する。
- 2 令和2年12月に支給する勤勉手当相当の額は、改正後の規程第8条第4項の規定に関わらず、下記第1号に掲げる額とする。
 - (1) 改正後の規程第8条第4号表中勤勉手当相当欄「77.0」とあるのが令和2年12月に支給される勤勉手当相当額で「73.0」と読み替え、年間分で調整する。